

## 地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議開催要領

### 1. 目的

電子自治体の普及促進のため、地方公共団体におけるASP・SaaS利用に際しての契約やSLAの内容等、ASP・SaaSの円滑な導入に向けた諸課題について検討することを目的とする。

### 2. 構成及び運営

- ① 会議の構成員は別紙に掲げる者をもって充てる。
- ② 会議には、議長1名を置く。
- ③ 議事要旨は総務省ホームページに掲載することにより公表する。会議資料は原則として非公開とする。

### 3. 検討事項

地方公共団体がASP・SaaSを導入するに際しての契約等のあり方について

### 4. 事務局

総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室及び総務省情報流通行政局情報流通振興課が合同で会議の庶務を担当する。

### 5. 委任

この要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は議長が事務局と協議のうえ、決定する。